



## グローバルモビリティ～イミグレーション～

平成 31 年度入管法改正

外国人労働者受入れにおいて、企業人事が求められること – その②

### 1. 要旨

本稿は、前回の「外国人労働者受入れにおいて、企業人事が求められること」の続編となります。

現在、日本に就労等で在留する外国人は前年度比で 8% 近く増加しています。これは人数にすると、18 万人余の増加となっています。「18 万人」という数字は、東京都千代田区の人口の 3 倍以上にもなります。2019 年 4 月 1 日に「出入国在留管理庁」が発足し、いよいよ我が国のイミグレーションは変化の時代に突入したといっても過言ではありません。入管業務に携わる企業人事も、これまでの視点を変えて外国人従業員の受入れを進めていくことが必要になってきたのではないのでしょうか。

### 2. 在留資格「特定技能」の施行(2019 年 4 月 1 日)等

#### (1) 施行状況

2019 年 4 月 1 日施行の改正入管法として、新しい在留資格「特定技能」が誕生いたしました。既に、「介護」「宿泊」の分野における特定技能試験が、フィリピンや日本国内で実施され、各種報道でも大きく取り上げられています。今後、順次他の業種についても特定技能試験が実施されることになっています。在留資格「特定技能 1 号」の受入れをする企業は、自社で特定技能外国人の職業生活、日常生活そして社会生活を支援する必要があります。しかし、自

社でそのような体制を整えるためのノウハウや人材が不足していることも多いのが現状です。そこで、出入国在留管理庁長官の「登録」を受けた「登録支援機関」等との支援委託契約に基づき、支援業務の全部又は一部を委託することができます。

## (2) オンライン申請

政府は、2019年3月下旬に在留資格に関するオンライン申請を開始するため省令を改正し、概要を次のとおり発表しました。今回は、在留期間更新許可申請（在留期間更新許可申請と同時に行う資格外活動許可申請と再入国許可申請も含まれます）という限定的なスタートとなっています。また、利用をするための提出書類が多岐にわたっていること、事前に地方出入国在留管理官署に出向き、利用申出を行った上で承認を受ける必要があることから、外国人を雇用している所属機関の負担が一定程度あるといえます。

### 1) 対象となる手続き:

- (1) 一部の在留期間更新許可申請
- (2) (1)と同時に再入国許可申請
- (3) (1)と同時に資格外活動許可申請

### 2) オンライン申請の対象となる在留資格(抄)

- (1) 経理・管理（ただし、カテゴリー1又2の機関に所属する方のみ）
- (2) 技術・人文知識・国際業務（ただし、カテゴリー1又2の機関に所属する方のみ）
- (3) 企業内転勤（ただし、カテゴリー1又2の機関に所属する方のみ）
- (4) その他入管法別表第1の在留資格（外交、特定技能、短期滞在を除く）

### 3) オンライン申請ができる方:

- (1) 所属機関の職員の方（次の条件等を満たしている方に限る）
  - (a) 5年以内に出入国若しくは労働に関する法律により罰せられていないこと
  - (b) 入管法や労働施策総合推進法において求められている届出（所属機関による受入れの開始、終了等の届出、外国人雇用状況届出等）を行っていること
  - (c) 過去3年間、外国人を適法に受け入れていること
  - (d) 利用申出の承認を受けていない者に不正にIDやパスワードを利用させないこと
  - (e) 1年に1度、求められている定期報告を行うこと、等
- (2) 上記所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士

### 4) オンライン申請の方法

#### Step1 利用申出

会社の所在地の最寄の地方出入国在留管理官署にて「利用申出」を行います。利用申出には、次に掲げる書類等を提出します。

- (a) 利用申出書（所定の書式）
- (b) 外国人の所属機関の概要が分かる資料
- (c) 誓約書
- (d) 登記事項証明書
- (e) 外国人従業員リスト（在留期限等だけではなく、入社年月日、変更事項等リストに記載すべき項目は幅広い）
- (f) 所属機関から依頼を受けたことが分かる資料（弁護士・行政書士）

#### Step2 承認

地方出入国在留管理官署から「承認」を受けます。

#### Step3 オンライン提出

所属機関の職員、所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士がオンラインで提出します。

#### Step4 結果

審査を行った地方出入国在留管理官署から所属機関の職員、所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士に対して 結果を通知します。

#### Step5 手数料納付

許可時には、手数料を納付します。

#### Step6 発送

手数料の納付が確認されたら所属機関の職員、所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士に在留カードが発送されます。ただし、在留期間更新申請と同時に資格外活動許可申請等を行った場合には、郵送による受領はできません。

オンライン申請は、2019年3月29日から利用申出の受付を開始していて、本年7月25日からいよいよ申請ができます。オンライン申請は、地方出入国在留管理官署に出向く必要がないことや閉庁時間も気にすることなく申請ができる利便さがあります。ただし、外国人従業員リストや年次の報告書の提出等、書類作成等に工数を要する場合がありますのでご留意いただく必要があります。

### (3) 申請書の記載欄の整備

2019年3月下旬には、一部の申請書の記載欄(「事業内容及び職務内容等の記載欄」)が改正されました。

例えば、在留資格認定証明書交付許可申請書(技術・人文知識・国際業務)は次のとおり変更されています。

- 法人番号の記入が求められています。
- 主たる事業、そのほかの事業の別に記入させ、事業の分類もやや詳細になりました。
- 申請人の職務内容についてやや詳細に記入することになりました。

### (4) 日本の大学を卒業した方の就職に関する法務大臣告示の改正

これまで就労を目的とする在留資格への変更許可申請を行い、在留が認められた留学生のうち、約9割が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許可されています。当該在留資格は、いわゆる総合職としてのオフィスワークが対象であるため、レストランでの配膳、小売店での接客、工場のラインに入った作業等、サービス業や同一の作業の反復による業務では、原則として許可されません。

しかし、企業から、「日本文化への理解もあり日本語能力が高い留学生を、「技術・人文知識・国際業務」に該当しない分野でも採用したい」、「アルバイトとして雇用している留学生を、即戦力となる正社員として雇用したい」、「外国人従業員や技能実習生への橋渡し役として、現場の指揮をとってもらいたい」といった要望が寄せられていました。政府は、このような要望をも踏まえて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る留学生の就職支援として、法務大臣告示を改正することにより、日本の大学(4年生大学)・大学院を卒業・修了し、日本語による高いコミュニケーション能力(N1レベル等)を持つ者が、在学中に修得した知識や日本語を活用した円滑な意思疎通を要する業務に従事する場合に、一定の要件の下、在留資格「特定活動」(特定活動告示46号)を付与して幅広い活動を認めることとしました。

具体的には、主体的かつ臨機応変に日本語を活用する業務が含まれている場合、契約機関における業務全般を行うことが可能となります。例えば、ホテルやレストランにおける接客や小売店での対面販売、工場のラインに入り他の外国人従業員の指揮・指導をする傍ら、自らも同一の作業を行うことが認められます。

但し、雇用主からの日本語による作業指示に従い専ら同一の作業を行うような、大学において修得した知識、素養を必要としない業務のみには従事できません。なお、現在、政府が発表している主な要件は(確定していませんが)、以下のとおりです。

- 日本の大学(短期大学を除く。以下同じ)を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。
- 常勤の職員として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
- 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。
- 日本の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力などを活用するものと認められること。

企業人事としてはこれまでニーズの高かった分野に外国人留学生を活用することができることとなりますので、今後の採用方針に大きな影響を及ぼすことは間違いありません(当該告示改正は、本年5月下旬に施行される予定です)。

### 3. 企業人事の対応について

オンライン申請の利用申出をする場合にも明らかなように、入管法上求められる届出や外国人雇用状況届出に代表される各種届出等の確実な履行及び在留外国人従業員のリストの正確な作成を含む適正な外国人労務管理を徹底することが強く求められています。

これは、何度も申し上げていますが、日本のイミグレーションは、審査の厳しさのみならず、在留管理についてもより一層厳しくすることが明らかになっており、人事の在留管理の強化は避けられません。しかし、現在の入管法は厳しくするだけではありません。特に、日本の大学を卒業した外国人留学生については、これまで以上に従事できる業務の幅が広がります。企業の人事は、10月入社を選考に向けて、特定活動(告示46号)を活用されることが可能となっています。

## デロイトトーマツ行政書士法人



代表パートナー 木島 祥登

yoshito.kijima@tohatsu.co.jp

email [immigration@tohatsu.co.jp](mailto:immigration@tohatsu.co.jp) (代)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/dt-immigration](http://www.deloitte.com/jp/dt-immigration)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Immigration Co.



IS 669126 / ISO 27001